

貸付制度をご利用ください



■ 水洗便所改造資金貸付制度について

くみ取り便所を水洗トイレに改造するために必要な資金の貸付を行います。

供用開始の告示から3年以内であれば無利子ですが、その期間をすぎると有利子となります。（利率については下水道課までお問い合わせ下さい。）

● 貸付金額

- ・ トイレ1基につき50万円以内で工事に要した金額
- ・ 限度額は1戸につき2基まで（100万円以内）とする
- ・ 50ヶ月以内（1回5千円以上）

● 償還期間と方法

- ・ 元金均等月賦償還、銀行口座振替

● 貸付条件

- ・ 市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していないこと
- ・ 自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難であること

● 対象者

- ・ 貸付金の償還について十分な支払い能力があること
- ・ 確実な連帯保証人があること
- ・ 改造する建物の所有者の同意を得た使用者であること
- ・ 一般家庭の方であり、法人、官公庁、営業用、新築、浄化槽撤去、排水設備工事のみは対象となりません。

※ 貸付の手続きは、排水設備工事確認申請と同時に指定業者を通じ申し込みください。

